

デイサービスケアセンターきくの郷重要事項説明書  
通所介護・第一号通所事業（旧介護予防通所介護相当）

令和 6年 8月現在

当事業所は介護保険の指定を受けています。

（神奈川県指定）

1471200160

当事業所はご契約者に対して通所介護又は第1号通所介護（旧介護予防通所介護相当）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの用は、原則として「要介護」「要支援」「事業対象者」認定された方が対象となります。（認定申請を行って結果がまだ受けていない方でもサービスの利用は可能ですが、その際はお申し出ください。）

◆◆目次◆◆

本則

契約事項

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3～4
5. 提供するサービス内容	4～5
6. 利用料金	5～8
7. サービス利用にあたっての留意点	8～9
8. 損害賠償	10
9. 緊急時の対応	10
10. 秘密保持	10
11. 非常災害対策	10
12. 衛生管理	10
13. 虐待防止	10～11
14. 記録の整備	11
15. 苦情に対する方針	11～12
16. その他	12
17. 連帯保証人について	12～13
16. 苦情の受付について	13～15

## 事業者

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 千寿会      |
| (2) 法人所在地 | 神奈川県高座郡寒川町小動622 |
| (3) 電話番号  | 0467-75-0964    |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 椎野 千秋       |
| (5) 設立年月  | 平成12年3月1日       |

## 2. 事業所の概要

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) サービスの種類   | 通所介護<br>第1号通所事業（旧介護予防通所介護相当）（以下第1号通所事業）  |
| (2) 事業所の目的    | 社会福祉法人千寿会が設置するデイサービスケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及機能訓練士、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、定説な指定通所介護、第1号通所介護を提供することを目的とする。   |
| (3) 事業所番号     | 1471200160   |
| (4) 事業所の名称    | デイサービスケアセンターきくの郷   |
| (5) 事業所の所在地   | 神奈川県高座郡寒川町小動622  |
| (6) 電話番号      | 0467-75-0964   |
| (7) 事業所管理者    | 氏名 小西 謙吾   |
| (8) 当事業所の運営方針 | 1. 事業の実施に当たっては、要支援者・要介護者となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。<br>2. 事業の実施に当たっては、その状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援 |

センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(9) 開設年月 平成13年7月1日(旧介護予防通所介護：平成18年4月1日)

(10) 利用定員 **30人**(1単位)※通所介護と第1号通所事業を合わせてとなります。

(11) 併設サービス

当事業所と同一の所在地で、次の事業もあわせて実施しています。

[介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)] [短期生活介護] [介護予防短期生活介護]  
[居宅介護支援]

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 寒川町、茅ヶ崎市(行谷、下寺尾、芹沢、香川)、  
藤沢市(宮原、瀬郷、打戻、遠藤)、  
海老名市(本郷、門沢橋)

(2) 営業日及び営業時間

1. 営業日 毎週 月曜日～金曜日 祝日営業
2. 休日 土曜・日曜・年末年始
3. 営業時間 午前8：30～17：30(1単位)  
サービス提供 9：25～16：30
4. 場所 寒川町小動622 きくの郷

### 4. 職員の配置状況

設に勤務する職員の職種、職員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従事者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行います。

2. 生活相談員 1名以上(常勤兼務)

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、通所介護・第1号通所業務に従事するとともに、事業所に対する通所介護：第1号通所事業の申込に係る調整の補助及び他の従業者と協力して通所介護計画の作成の補助を行います。

3. 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行います。

4. 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行います。

5. 介護職員 5名以上(常勤換算)

介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行います。

## 5. 提供するサービス内容

### 1. 通所介護・第1号通所事業の内容は次のとおりになります。

- (1) 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
- (2) 機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) 食事の提供
- (6) 入浴介助
- (7) その他日常生活上の援助

### 2. 通所介護・第1号通所事業の提供方法は次の通りとする。

- 一 事業所は、通所介護・第1号通所事業の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとします。また、説明においては親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行います。
- 二 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成します。
- 三 前号の通所介護計画において、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った通所介護計画を作成します。
- 四 管理者は通所介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付します。
- 五 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- 六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- 七 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

- 八 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の通所介護 第 1 号通所事業の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管します。
- 九 居宅サービス計画の作成後においても、当該通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行います。

## 6、利用料金

### (1) 利用料金が介護保険から給付される場合

- 通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とします、なお、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割に応じた額の支払いを受けるものとします。
- 第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、各市町における第1号事業支給費告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。なお、法定代理受領以外の利用料については、「旧介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとします。
- 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとします。

以下のサービスについては、利用料金は（通常9割から7割が）が介護保険から給付されます。

#### 【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9※（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※2割負担の場合は0.8、3割負担の場合は0.7 **地域単価：10.45円(5級地)**

#### 《要支援の方の料金》第1号通所事業（1月あたり）

		要支援1	要支援2
介護 保険 対象	第1号通所事業	1,798 単位	3,621 単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	24 単位	48 単位
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	利用単位数合計の9.0%	
	サービス単位合計（月）	1,986 単位	3,999 単位
	サービス費合計	20,753 円	41,789 単位
	ご利用者負担金1割	2,076 円	4,179 円
	ご利用者負担金2割	4,151 円	8,358 円
ご利用者負担金3割	6,226 円	12,537 円	

《要介護の方の料金》通所介護（1日あたり）

※上記加算以外の科学的介護推進体制加算40単位は、月に1回算定されます。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 保険 対象	通所介護	658 単位	777 単位	900 単位	1,023 単位	1,148 単位
	利用料金	6,876 円	8,119 円	9,405 円	10,690 円	11,996 円
	自己負担 (1割)	688 円	812 円	941 円	1,069 円	1,200 円
	自己負担 (2割)	1,376 円	1,624 円	1,881 円	2,138 円	2,400 円
	自己負担 (3割)	2,063 円	2,436 円	2,822 円	3,207 円	3,599 円
	個別機能訓練加算 I (イ)	56 単位	56 単位	56 単位	56 単位	56 単位
	利用料金	585 円	585 円	585 円	585 円	585 円
	自己負担 (1割)	59 円	59 円	59 円	59 円	59 円
	自己負担 (2割)	117 円	117 円	117 円	117 円	117 円
	自己負担 (3割)	176 円	176 円	176 円	176 円	176 円
	入浴加算 (I)	40 単位	40 単位	40 単位	40 単位	40 単位
	利用料金	418 円	418 円	418 円	418 円	418 円
	自己負担 (1割)	42 円	42 円	42 円	42 円	42 円
	自己負担 (2割)	84 円	84 円	84 円	84 円	84 円
	自己負担 (3割)	126 円	126 円	126 円	126 円	126 円
	合計	754 単位	873 単位	996 単位	1,119 単位	1,244 単位
	利用料金	7,879 円	9,122 円	10,408 円	11,693 円	12,999 円
	自己負担 (1割)	788 円	913 円	1,041 円	1,170 円	1,300 円
	自己負担 (2割)	1,576 円	1,825 円	2,082 円	2,339 円	2,600 円
	自己負担 (3割)	2,364 円	2,737 円	3,123 円	3,508 円	3,900 円
	サービス提供体制強化加算 (III)	6 単位	6 単位	6 単位	6 単位	6 単位
	介護職員等翔隅改善金加算 (II)	利用単位数合計の 9.0%				
	サービス単位数合計	828 単位	958 単位	1,092 単位	1,226 単位	1,363 単位
	サービス費合計	8,652 円	10,011 円	11,411 円	12,811 円	14,243 円
	自己負担 (1割)	866 円	1,002 円	1,142 円	1,282 円	1,425 円
	自己負担 (2割)	1,731 円	2,003 円	2,283 円	2,563 円	2,849 円
	自己負担 (3割)	2,596 円	3,004 円	3,424 円	3,844 円	4,273 円

※個別機能訓練加算Ⅱ及び入浴加算については、ご利用いただいた場合に単位が算定されます。  
 ※表中のサービス単位数合計（日）の計算は個別機能訓練をご利用いただいた場合の単位数を記載しております。  
 ※上記加算以外の個別機能訓練加算（Ⅱ）20単位と科学的介護推進体制加算40単位は、月に1回算定されます。

費用の目安（上記の単位で、主1回、月4回の利用を行った場合）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス単位数合計	3,312 単位	3,832 単位	4,368 単位	4,904 単位	5,452 単位
サービス費用合計	34,610 円	40,044 円	45,645 円	51,246 円	56,973 円
ご利用者総合計負担金1割	3,461 円	4,005 円	4,565 円	5,125 円	5,698 円
ご利用者総合計負担金2割	6,922 円	8,009 円	9,129 円	10,250 円	11,395 円
ご利用者総合計負担金3割	10,383 円	12,014 円	13,694 円	15,374 円	17,092 円

(2) 利用者が介護保険給付の支給限度額を超える通所介護・第1号通所事業サービスの利用する場合

①介護保険給付の支給限度額を超える通所介護・第1通所介護事業サービスの利用

- 通所介護サービスの利用の場合は、10割が自己負担となります。
- 第1号通所事業の利用の場合は、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合（包括支援センターのサービス計画以上に利用者が希望された場合）は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。1回の利用負担金は10割です。

※利用者の体調不良により、家族が対応できず、きくの郷が受診の対応を行う場合、1時間につき1,000円の付き添い費・受診送迎代を**自費**でご負担いただきます。（1km毎20円のガソリン代）

※ご利用者がまだ要介護・要支援認定を受けていない場合や介護サービス計画が作成されていない場合には、償還払いの対応を行います。償還払いとなる場合、事業所はご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

**【償還払い】**  
 ご利用者がサービス利用料金の全額を一旦、事業所にお支払いいただき、要介護認定申請を受けた後、保険者に申請を行っていただくと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される制度です。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

## ②食事

技量者に提供する食事の材料やおやつにかかわる費用です。

料金：1回あたり AMおやつ 48円 ・お昼 613円 ・PMおやつ 99円

## ③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：1回当たり 110円

## ④複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。1枚につき：10円

## ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

## ⑥レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

## ⑦代金回収手数料

ご利用者様指定の口座からの利用料金引き落としの際にかかる費用をご負担いただきます。

代金回収手数料：1回当たり 100円

☆オムツについて、使用された場合、同等のものを返していただいています。

☆利用時間が2時間未満の場合、自費で2,500円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

## (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。

ア・振り込みによる支払いです。(振り込みの場合手数料はご利用者負担となります)

イ翌月27日自動引き落としの支払いです。(代金回収手数料はご利用者負担となります)

ア・イに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ただし、自動引き落としの手続きがとれるまでの間は現金でお支払いいただく事も可能です。その場合の取り扱いは、平日16時までとさせていただきます。



ア. 指定口座への振り込み先  
さがみ農協 寒川支店 普通預金 5906580  
社会福祉法人 千寿会  
理事長 椎野 千秋

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし  
※新規利用の場合手続きが終了するまで1～2ヶ月かかる場合があります。

## 7. サービス利用にあたっての留意点

利用者が通所介護・第1号通所事業の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りとなります。

- 一 体調によっては機能訓練等中止していただく場合があります
- 二 利用をキャンセルする場合には、前日の午後5時までに連絡してください。
- 三 利用者は、事業所の設備及び備品について故意または過失により滅失、破損汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。
- 四 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により共用施設、設備の利用法等を決定するものとします。

### (2) 利用の終了

・契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第15条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### ・ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の1週間以内に解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>②ご契約者が入所された場合</li><li>③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合</li><li>④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合</li><li>⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為(介護職員へのハラスメント等)、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑦他の利用者のご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

#### ・事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合<br/>※連帯保証人が1名の場合、利用料金について通告したのにも関わらず1カ月以上利用料金が滞納した場合</li><li>③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|--|

#### ・契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

##### (3) サービス利用に当たっての留意事項

- 一 体調によっては機能訓練等中止していただく場合があります。
- 二 利用をキャンセルする場合には、前日の午後5時までに連絡して下さい。
- 三 利用者は、事業所の設備及び備品について故意または過失により滅失、破損汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払っていただきます。
- 四 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により共用施設、設備の利用法等を決定するものとします。

##### (4) 喫煙 喫煙所あり、ただし医師に要制限や、喫煙見守りのできる時間帯でのサービ

スとさせていただきます。

## 8. 損害賠償について

1. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
2. 利用者は、事業所の設備及び備品について、故意または過失により滅失、破損汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。
3. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により共用施設、設備の利用法等を決定するものとする。
4. 流行性感染症について施設内での発症が認められた場合、感染拡大の予防、対策等を講じますが感染してしまった場合、事業者はその損害責任を負うことはありません。

## 9. 緊急時の対応

- 1 事業所の職員は、利用者に対するサービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 10 秘密の保持

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

## 11 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、消化、通報及び非難の訓練を年 1 回以上定期的に行う。

## 12 衛生管理等

- 1 利用者の利用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- 2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。
- 3 従業員に年1回以上の健康診断を受診させるものとします。

## 13 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
  - (I) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
  - (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施します。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 14 記録の整備

事業所は通所介護 第1号通所事業の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存します。

- (1) 通所介護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情・相談等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

## 15 苦情に対する方針

- 1 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応します。
- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行います。
- 3 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）落合千賀子  
[職名] デイサービス相談員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日  
9：00～17：00

また、苦情受付ボックスを受付にて設置しています。

## （２）行政機関その他苦情受付機関

神奈川県国民健康保険団体連合会	電話番号 045-329-3447 0570-022110（ナビダイヤル）
寒川町介護保険相談窓口	電話番号 0467-74-1111
藤沢市介護保険相談窓口	電話番号 0466-25-1111
綾瀬市介護保険相談窓口	電話番号 0467-77-1111
茅ヶ崎市介護保険相談窓口	電話番号 0467-82-1111
海老名市介護保険相談窓口	電話番号 046-231-2111

## 16 その他

1 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとします。

（１）採用時研修 採用後1から2ヵ月以内

（２）継続研修 年12回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

4 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から最低5年間は保存するものとします。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人千寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

## 17 連帯保証人について

（１）連帯保証人

1 連帯保証人は、事業者に対し、契約者が負担する利用料を連帯保証限度額70万円

の範囲内で連帯して保証する。

2 事業者は、連帯保証人に対して、本契約に先立ち、下記の項目について情報の提供を行い、連帯保証人は情報の提供を受けたことを確認する。

- ① 利用内容及び利用料金収支の状況
- ② 利用者が介護保険利用料金以外に負担している料金（介護保険外費用）の有無並びにその額及び履行状況

## (2) 連帯保証人の変更

- 1 契約者は、連帯保証人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに事業者へ通知し新たに連帯保証人を立てます。
- 2 事業者は、契約者において連帯保証人を立てがたい、真にやむを得ない特別の事情があると認められるとき、連帯保証人を立てないことを承認することができます。
- 3 契約者は、前項により連帯保証人を立てることができない場合、次に定める事項について、施設の指示に従うものとし、約定下事項について別に事業者、契約者間において書面を取り交わします。

：この契約に基づく契約者の事業者に対する責務履行の確保に必要な措置

：前各号の他、この契約の履行にかかわる契約者の身上に関する措置

## 18 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）落合千賀子

〔職名〕 デイサービス相談員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：00

また、苦情受付ボックスを受付にて設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

神奈川県国民健康保険団体連合会	電話番号 045-329-3447 0570-022110（ナビダイヤル）
寒川町介護保険相談窓口	電話番号 0467-74-1111
藤沢市介護保険相談窓口	電話番号 0466-25-1111
綾瀬市介護保険相談窓口	電話番号 0467-77-1111

茅ヶ崎市介護保険相談窓口	電話番号 0467-82-1111
海老名市介護保険相談窓口	電話番号 046-231-2111

**緊急時連絡** ※連絡先に変更が生じた場合は早急ご連絡下さい。

通所介護・第1号通所介護事業（旧介護予防通所介護相当）の提供の開始に際し、本書

主治医	主治医氏名	
	連絡	
第1連絡先	氏名（続柄）	( )
	電話番号	
	携帯番号	
	勤務先	
第2連絡先	氏名（続柄）	( )
	電話番号	
	携帯番号	
	勤務先	

面に基づき重要事項の説明を行いました。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
 デイサービスケアセンターきくの郷  
 説明者職名 デイサービス相談員

氏名 \_\_\_\_\_ 印

デイサービスケアセンターきくの郷 御中

## 同 意 書

- ・私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護・第1号通所事業（旧介護予防通所介護相当）のサービスの提供開始に同意し交付を受けました。
- ・要介護・要支援と認定の変更が発生した場合において  
毎回契約を交わすことなく、契約の継続をすることに同意書を頂きます。

上記の件について説明を受け同意し交付を受けました。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご住所 \_\_\_\_\_

ご家族 \_\_\_\_\_ 印

ご住所 \_\_\_\_\_